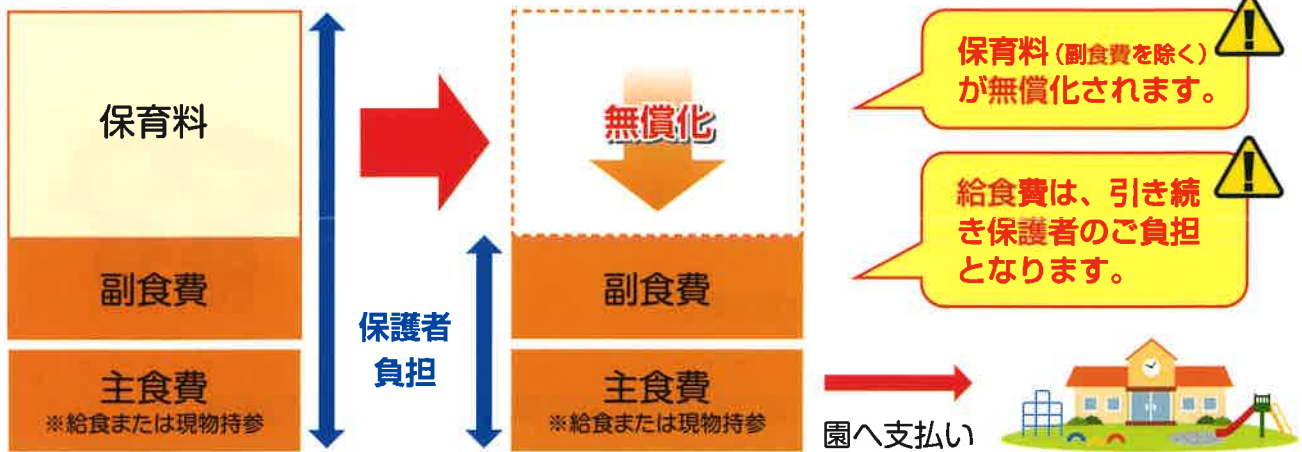


無償化後の副食費について

2号認定の子どもは保育料が無償となりますが、副食費については、無償化後も引き続き、保護者のご負担となり、保育園などにお支払いいただくこととなります。
 ※3号認定の子どもは今までどおり、保育料の中に給食費が含まれます。

～これまで～

～無償化後(2019年10月以降)～



副食費が免除となる世帯について

2号認定における年収360万円未満相当世帯や第3子目(※)の子どもは、副食費が免除となります。
 ※副食費免除対象者については、市より免除通知書が発行されますので、手続きは不要です。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上相当	副食費保護者負担		副食費免除



※第3子目の考え方

[2号認定]・・・小学校就学前までの最年長の子どもを第1子とカウント

問い合わせ先:日南市健康福祉部 こども課 こども保育係
 TEL : 0987-31-1131 MAIL : kodomoka@city.nichinan.lg.jp

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

保育所・小規模保育事業所を利用する子ども

【対象者・保育料】

★ 3歳児クラス～5歳児クラス(2号認定)

(※3歳児クラス…4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス)



- すべての子どもの保育料が無償化されます。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、副食費(おかず代やおやつ代)が免除されます。(裏面参照)

★ 0歳児クラス～2歳児クラス(3号認定)



- 住民税非課税世帯のみ、保育料が無償化されます。
多子世帯の保育料負担軽減は、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントして第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- 給食費(主食費・副食費)については、これまでどおり保育料に含まれますので、新たな保護者の負担はありません。

【無償化の対象となる手続き】

保育所等を利用されている方についての手続きは不要です。

就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても、利用料が無償化されます。

<問合せ先> 日南市健康福祉部福祉課 (0987-31-1130)